

市第 53 号議案 令和4年度横浜市一般会計補正予算(第3号)
 (こども青少年局関係部分)

1 総括表

(単位：千円)

	補正額	国支出金	県支出金	市債	一般財源
こども青少年費	1,705,088	△6,037	△4,627	△4,000	1,719,752

2 補正内容

(1) 原油価格・物価高騰対策

ア 児童福祉施設等物価高騰対策支援事業

(単位：千円)

補正額	国支出金	県支出金	一般財源
1,366,156	0	0	1,366,156

コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面している市内の児童福祉施設等が各種サービスを安定して行うために、光熱費等及び食材費の高騰に対する支援を行います。

【概要】

対象施設	認可保育所(796 箇所)、幼稚園(私学助成園は食材費のみ対象)(223 箇所)、認定こども園(64 箇所)、地域型保育事業所(255 箇所)、横浜保育室(19 箇所)、認可外保育施設(363 箇所)、病児・病後児保育室(29 箇所)、親子のつどいの広場(71 箇所)、放課後児童クラブ(222 箇所)、児童養護施設等(35 箇所)、里親家庭(約 100 世帯)、障害児入所・通所施設(715 箇所) 等
対象経費	各種施設の光熱費等及び食材費
補助額	各施設の実績などをもとに算出した光熱費等及び食材費相当額に、物価高騰の影響を乗じた額を単価(1 人当たり、1 施設当たり等)とし、12 か月分を支給
対象期間	令和 4 年 4 月～5 年 3 月

イ 保育所等整備における建築資材価格高騰対策支援事業

(単位：千円)

補正額	国支出金	県支出金	一般財源
179,879	0	0	179,879

本市からの整備費補助などにより進められている保育所等整備について、物価高騰による施設整備への影響に対処するため、建築資材価格の高騰相当分の支援を行います。

【概要】

対象施設・事業	①認可保育所等（22 施設） ②地域型保育事業所（27 施設） ③保育所老朽改築（7 施設）
補助額	既存の整備費補助単価に建築資材等の実質上昇率6%を乗じた額
対象期間	令和4年4月～令和5年3月

(2) 新型コロナウイルス感染症対策

ア 保育・教育施設等に対する抗原検査事業

(単位：千円)

補正額	国支出金	県支出金	一般財源
97,548	0	0	97,548

保育・教育施設等で新型コロナウイルスに感染不安のある職員が、抗原検査で陰性を確認し、勤務可能とすることで、休園・休所期間の短縮や施設の運営体制確立を支援するため、抗原検査キットを希望する施設に配付します。

【概要】

対象施設	認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、横浜保育室、認可外保育施設、病児・病後児保育室、放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ等
対象事業所数	約2,280 施設
必要見込み数	138,000 キット
実施時期	令和4年10月～5年3月

イ 病児・病後児保育事業

(単位：千円)

補正額	国支出金	県支出金	一般財源
76,799	0	0	76,799

コロナ禍の影響による利用者減少により収入が減少した病児・病後児保育事業者に対して、今後も事業が継続できるよう、運営費を支援します。

【概要】

対象施設	病児保育室（25施設）、病後児保育室（4施設）
助成額	コロナ前と比較した利用者減少に伴う運営費の減少相当分
対象期間	令和4年4月～5年3月

(3) その他の事業補正

ア 放課後キッズクラブ事業

(単位：千円)

補正額	国支出金	県支出金	市債	一般財源
△15,294	△6,037	△4,627	△4,000	△630

小学校（上菅田笹の丘小学校及び榎が丘小学校）の建替えにあわせて実施する放課後キッズクラブ整備について、学校建替え工事の整備スケジュールの変更に伴い、工事費を減額します。

【概要】

① 上菅田笹の丘小学校 △12,476千円

地中に予測できなかった地層等があり、地盤改良と杭位置の変更に伴う基礎の拡張等により工事に遅れが生じ、工事の出来高が減少することに伴う、事業費の減額

※あわせて、債務負担行為を設定（「3 債務負担行為補正」のとおり）

② 榎が丘小学校 △2,818千円

入札中止によって契約時期に遅れが生じ、工事の出来高が減少することに伴う、事業費の減額

※あわせて、債務負担行為の期間・限度額を変更（「3 債務負担行為補正」のとおり）

3 債務負担行為補正

(1) 新たに予算外義務負担の設定を行うもの

事項	期間	限度額
上菅田笹の丘小学校建替工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	2,700 百万円

※限度額は「小中学校整備事業」と合算の金額

上菅田笹の丘小学校建替工事について、地中に当初予測できなかった地層等があることが判明し、工期が変更となったことに伴い、新たに予算外義務負担を設定します。

(2) 予算外義務負担の変更を行うもの

事項	期間		限度額	
	変更前	令和5年度	変更前	2,400 百万円
榎が丘小学校建替工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	変更後	令和5年度から令和6年度まで	変更後	2,500 百万円

※限度額は「小中学校整備事業」と合算の金額

榎が丘小学校建替工事について、入札中止により契約時期が遅れたことに伴い、予算外義務負担の期間及び限度額を変更します。